

## 令和5年の埼玉県最低賃金の改定にあたって使用者代表委員から出された要望について

令和5年8月7日付け「埼玉県最低賃金の改正決定に関する報告書」(専門部会報告書)に添付された使用者代表委員の要望(別紙1)

については、同報告書を厚生労働省労働基準局賃金課への答申報告と合わせて送付することにより要望した。

なお、要望事項に関する国による施策の実施状況は以下のとおり。

### 1 価格転嫁

(1) 中小企業・小規模事業者に対する支援(別紙2)

賃金引上げに関する支援、生産性向上に関する支援、下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援等を実施。

(2) パートナーシップ構築宣言(別紙3)

#### ① 令和5年12月21日(木)「第5回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」(主宰:内閣府、経済産業省)

パートナーシップ構築宣言企業の増加や取組の効果等について各省庁から報告

#### ② 令和6年2月8日(木) 埼玉県公労使会議(※労働施策総合推進法第10条の3に基づく働き方改革地方協議会)(事務局:埼玉労働局)

埼玉県内における生産性の向上、適切な価格転嫁等を通じた賃金引上げ等の機運を醸成するため、開催。

#### ③ 令和6年2月2日(金) 強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議(主催:埼玉県)

適切な価格転嫁の実現を後押しするため、産官金労の12者で協定を締結し、県制度融資の適用拡大や国の補助金における加点点措置の実施、様々な媒体を活用した広報など、円滑な価格転嫁の環境整備に取り組んでいる。協定期間を令和7年3月31日(月)まで延長した。令和5年度は、「価格転嫁の円滑化」、「中小企業の業態転換」、「適切な人材の育成・確保」について検討を行った。

■ **パートナーシップ構築宣言企業(全国1位) R6.1.31 現在 9.76%**

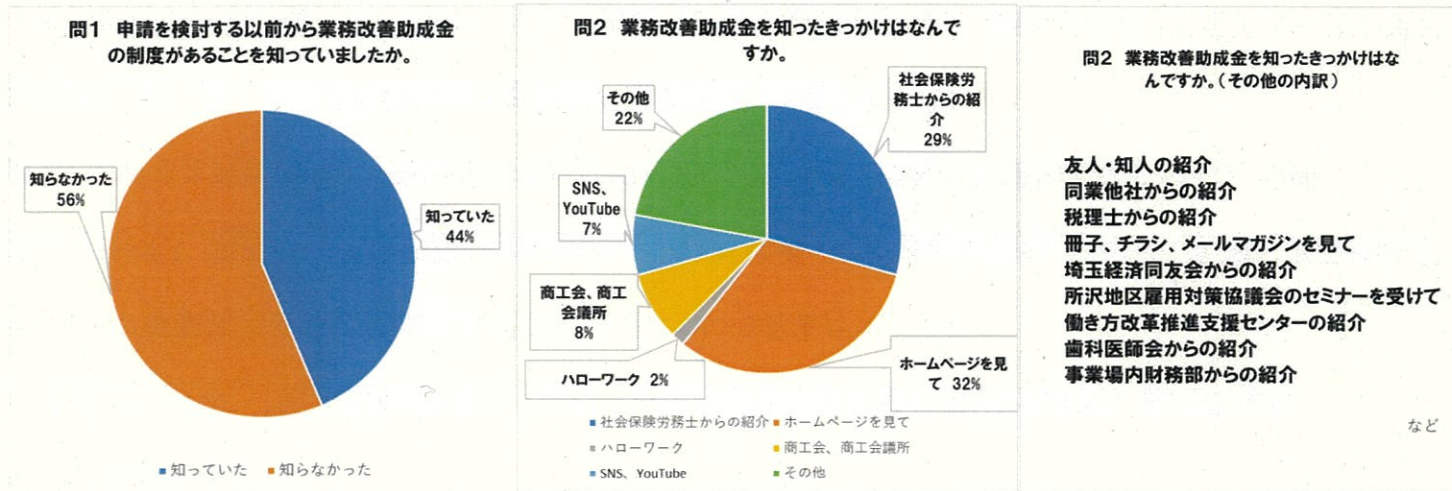
資料:同会議資料より

## 2 業務改善助成金

埼玉労働局、労働基準監督署、公共職業安定所及び埼玉働き方改革推進支援センターのほか中小企業庁が設置する「よろず支援拠点」等とも連携し利用者のニーズに応じて相互に案内する等により、相談窓口を周知。

※ 令和5年度の業務改善助成金の申請件数:467件(令和4年度:162件)

《令和5年度 業務改善助成金を活用した事業場へのアンケート集計より》



(参考)埼玉働き方改革推進支援センター の活動実績

【相談】令和5年度 3,240 件(R4 2,519 件)

【セミナー】124 回 約 3,000 人参加

## 3 年収の壁への対応

「年収の壁・支援強化パッケージ」(2023年9月27日全世代型社会保障構築本部決定)において、106万円の壁に対応するため、令和5年10月から、キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)を開始する等、当面の対応策を実施。

※計画受理状況 別紙4(厚生労働省ホームページより)

## 賃金引上げに対する各種支援等に関する国への要望

埼玉地方最低賃金審議会使用者代表委員は、下記の事項について確実に実施することを国に対し強く要望する。

## 記

- 1 令和3年度以降、最低賃金の大幅引上げが続いていることから、中小企業・小規模事業者のおかれている厳しい経営環境に配意しつつ、生産性向上の取組や労務費の上昇分も含めた価格転嫁が適切に行われるよう、ものづくり補助金、事業再構築補助金や賃金引上げ促進税制など各種施策の充実・強化等必要な対策を徹底し、賃金引上げの原資の確保につながる支援を継続的に実施すること。加えて、パートナーシップ構築宣言企業の増加と取組の効果について、国として注視すること。
- 2 生産性向上に取り組むとともに事業場内最低賃金を一定以上引上げた場合に支給される業務改善助成金について、埼玉においては、令和4年度における支給件数が105件と、県内の中小企業約16万社に対して必ずしも広く活用されているとは言えない。最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が各種支援制度を活用しやすくするために、手続の簡略化を図る、相談窓口の周知を行うなどの検討を進め、その施策の効果を中央最低賃金審議会において報告すること。
- 3 各種物価上昇に伴う労働者の生計費及び企業負担の上昇に対しても「燃料油価格激変緩和対策事業」などの物価・生活対策としての政府による支援も継続して行うこと。
- 4 近年の最低賃金の大幅な引上げに伴って、非正規・パートタイム労働者が103万円や130万円に届かないように就業調整を行うケースが増加している。こういった状況は、労働者自身の収入が増加しないだけでなく、企業の人手不足にもつながるものであり、いわゆる「年収の壁」を抜本的に見直し、基礎控除額や給与所得控除額の引上げを早急に検討すること。

以上


# 最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

## 1. 賃金引上げに関する支援

**① 業務改善助成金** 業務改善助成金 検索

問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：0120-366-440（平日 8:30～17:15）  
又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）


事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者等に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成率・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。



**② キャリアアップ助成金** キャリアアップ助成金 検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク


有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。



**③ 中小企業向け賃上げ促進税制** 賃上げ促進税制 検索

問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター


青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。



**④ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）** 働き方改革推進支援資金 検索

問い合わせ先：日本政策金融公庫 電話：0120-154-505

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。




## 2. 生産性向上に関する支援

**⑤ 固定資産税の特例措置** 先端設備等導入計画 検索

問い合わせ先：＜先端設備等導入計画の作成等について＞先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課  
＜税制について＞中小企業税制サポートセンター 固定資産税等の軽減相談窓口  
電話：03-6281-9821(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)  
＜制度について＞中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816


中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。



**⑥ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）** 経営力向上計画 検索

問い合わせ先：経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課  
電話：03-3501-1957(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。




**⑦ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制）** 経営強化税制 検索

問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター  
電話：03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）

中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。


⑥と同じ



**⑧ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金** ものづくり補助金 検索

問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター  
電話：050-3821-7013（10:00～17:00 土日祝日及び12/29～1/3を除く）

生産性向上に資する革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の省力化を行う中小企業・小規模事業者等の設備投資等の経費の一部を支援します。





**⑨ 小規模事業者持続化補助金** 持続化補助金 検索

問い合わせ先：＜商工会の管轄地域で事業を営む方＞全国商工会連合会 問合せ先は所在地によって異なるため、URLをご参照ください。https://www.shokokai.or.jp/jizokuka\_r1h/  
＜商工会議所の管轄地域で事業を営む方＞ 電話：03-4330-3480

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。


(商工会地区) (商工会議所地区)

**⑩ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金** IT 導入補助金 検索

問い合わせ先：サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局  
電話：0570-666-376


中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します。



**⑪ 事業承継・引継ぎ補助金** 事業承継・引継ぎ補助金 検索

問い合わせ先：事業承継・引継ぎ補助金事務局  
（経営革新事業）：050-3000-3550  
（専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠）：050-3000-3551

事業承継・M&A後の経営革新（設備投資や販路開拓等）に係る費用、M&A時の専門家活用に係る費用、事業承継M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費等）を支援します。




## 3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

**⑫ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン** 下請ガイドライン 検索

問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669


親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。



**13 パートナーシップ構築宣言** パートナーシップ構築宣言 検索

問い合わせ先： <「宣言」の内容について> 中小企業庁企画課 電話：03-3501-1765  
 <「宣言」の提出・掲載について> (公財) 全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688


下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。



**14 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針** 価格転嫁指針 検索

問い合わせ先： 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部  
 企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策調査室 電話：03-3581-3378


労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が買上げの原資を確保できるようにするため、発注差・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。



**15 官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」** 官公需基本方針 検索

問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669


「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。



**16 官公需情報ポータルサイト** 官公需ポータルサイト 検索

問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669

国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。




4. 資金繰りに関する支援

**17 セーフティネット貸付制度** セーフティネット貸付 検索

問い合わせ先： 日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505  
 沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795


一時的に売上減少等業績が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。



**18 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）** マル経融資 検索

問い合わせ先： 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所  
 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本店

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。




5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

**19 建設事業主等に対する助成金** 建設事業主等に対する助成金 検索

問い合わせ先： 都道府県労働局又はハローワーク


中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金（「人材開発支援助成金」、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」）を支給します。



**20 人材確保等支援助成金** 人材確保等支援助成金 検索

問い合わせ先： 都道府県労働局又はハローワーク


事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。



**21 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）** 地域雇用開発助成金 検索

問い合わせ先： 都道府県労働局又はハローワーク


雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。



**22 人材開発支援助成金** 人材開発支援助成金 検索

問い合わせ先： 都道府県労働局又はハローワーク

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。




6. 相談窓口

**23 よろず支援拠点** よろず支援拠点 検索

問い合わせ先： 各都道府県のよろず支援拠点


中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。



**24 下請かけこみ寺** 下請かけこみ寺 検索

問い合わせ先： (公財) 全国中小企業振興機関協会  
 各都道府県の下請かけこみ寺 電話：0120-418-618


中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスをを行います。



**25 働き方改革推進支援センター** 働き方改革 特設サイト 検索

問い合わせ先： 全国の働き方改革推進支援センター


全国 47 都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。ぜひご活用ください。



**26 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」** ミラサポ plus 検索

問い合わせ先： ミラサポ plus コールセンター 電話：050-5370-4340

中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「使ってもらい」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。



各都道府県労働局の問い合わせ先： 厚生労働省HPホーム> 厚生労働省について> 所在地案内>  
 都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧



## 「令和5年度埼玉県公労使会議」を開催

埼玉労働局雇用環境・均等部企画課

令和6年2月8日（木）にホテルブリランテ武蔵野（さいたま市中央区）において、行政や県内の労使団体で構成する「令和5年度埼玉県公労使会議」を開催しました。



今回の会議は、宮崎政久厚生労働副大臣や大野元裕埼玉県知事、連合埼玉や県経営者協会などの代表12名が出席して、「賃金引上げ」に向けた環境整備等について議論がなされました。



会議は、久知良俊二埼玉労働局長の進行により、冒頭の宮崎副大臣、大野知事の挨拶の後、各行政・団体の出席者から「賃金引上げ」に向けた取組、「年収の壁」を意識せずに働くことができる環境づくりに向けた取組、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針などについて、それぞれ発言があり意見交換が行われました。



会見する宮崎副大臣（右）と大野知事（左）

また、会議後に、ぶら下がり会見があり、副大臣と知事がそれぞれ見解を申し述べるとともに、記者からの取材に対応して、本会議を終了しました。



さらに、会議終了後には、別室において、「宮崎副大臣と労使による座談会」を開催し、使側に株式会社デサンの藤池誠治代表取締役会長・埼玉県雇用対策協議会副会長と株式会社キットセイコーの田邊弘栄代表取締役・一般社団法人行田地区労働基準協会会長らが参加して、第一線における賃金引上げ等について、副大臣が労使と情報交換を行いました。

## 価格交渉を担当する労働者の人事評価上の配慮について経済団体に要請しました

価格交渉を担当する発注者企業の調達部門等の労働者については、人事評価における指標にコストの削減が含まれ、その達成度合いが給与等の処遇に反映されている場合が多いものと考えられますが、こうした対応は、物価上昇に負けない賃上げを目指す中で不可欠である適切な価格転嫁を阻害してしまうおそれがあります。

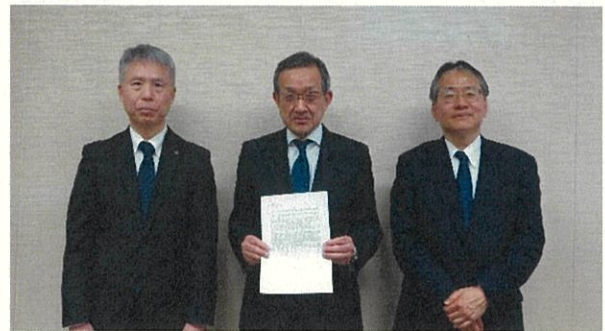
こうした状況に鑑み、令和6年3月25日（月）、埼玉労働局久知良局長と埼玉県産業労働部浪江産業政策局長は、県内経済団体を訪問し、価格交渉を担当する発注者企業の調達部門等の労働者が、社会的要請である適切な価格転嫁を受け入れることによって処遇上の不利益を被ることがないように、発注者企業における人事評価上の配慮について要請を行いました。

### 【埼玉県商工会議所連合会】



（写真左から）  
久知良局長、武藤専務理事、浪江局長

### 【埼玉県商工会連合会】



（写真左から）  
浪江局長、岩田専務理事、久知良局長

### 【埼玉県中小企業団体中央会】



（写真左から）  
浪江局長、須藤専務理事、久知良局長

### 【埼玉県経営者協会】



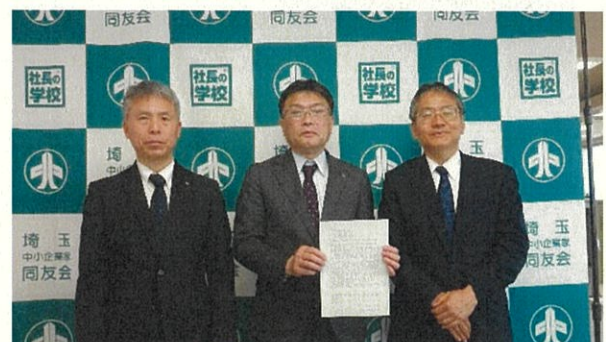
（写真左から）  
浪江局長、廣澤専務理事、久知良局長

### 【埼玉経済同友会】



（写真左から）  
久知良局長、大石専務理事、浪江局長

### 【埼玉中小企業家同友会】



（写真左から）  
浪江局長、清水専務理事、久知良局長

令和6年4月末時点※1

| 企業規模別件数※2  |           |        | キャリアアップ計画件数<br>(合計) |
|--|-----------|--------|---------------------|
| 100人以下   | 101人～500人 | 501人以上 |                     |
| 7,096件   | 1,330件    | 815件   | 9,241件              |
| <参考><br>短時間労働者労働時間延長コース※3のキャリアアップ計画件数（令和5年10月～令和6年3月末時点） |           |        | 4,112件              |

※1 令和5年10月20日受付開始以降の累計。

※2 常時雇用する労働者（2か月を超えて使用される者であり、かつ、週当たりの所定労働時間が当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等である者）の数による。

※3 週所定労働時間の延長により、新たに有期雇用労働者等を社会保険の被保険者とした事業主に対して助成を行うもの。令和6年3月末までの経過措置。

参考：各年度ごとの取組開始予定労働者数（令和5年度～令和7年度）

令和6年4月末時点※4

| 取組予定労働者数（R5～R7合計）             | 令和5年度   | 令和6年度   | 令和7年度   |
|-------------------------------|---------|---------|---------|
| 225,580人                      | 59,679人 | 86,351人 | 79,550人 |
| <参考>短時間労働者労働時間延長コース<br>8,748人 | 8,748人  | -       | -       |

※4 令和5年10月20日受付開始以降の累計。各年度に新たに取組開始を予定している労働者数。

企業から提出された計画届に現時点の見込みとして記載された労働者数を足し上げたものであり、支給申請件数や支給実績とは異なる。

